

官民連携 PPP 法令

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五六年・官民連携〔PPP〕法令（新民法）

前文省略

第一条（名称）

本法令を「仏暦二五五六年・官民連携法令（プララーチャバンヤット・ガーンハイ・エーカチョン・ルワムロントウン・ナイ・キチャカーン・コーン・ラット＝注／直訳すると民間を国の事業に投資参加させる法令）」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本法令は官報公示日の翌日より施行する。〔注／官報公示日は二〇一三年四月三日〕

第三条（旧法廃止）

仏暦二五三五年・民法法令（注／直訳すると「民間を国の事業に共同参加させる、または実施させる法令」）を廃止する。

第四条（語句規定）

本法令において、

「国の事業（キチャカーン・コーン・ラット）」とは、次のいずれかの態様を有する事業を意味する。

（一）官公庁、国営企業、国のその他機関、または地方行政体のいずれかが、もしくは共同で、法律に基づきなさなければならない権限義務を有する事業。

（二）天然資源、または官公庁、国営企業、国のその他機関、または地方行政体のいずれか、もしくは共同の資産を使用しなければならない事業。

「共同投資（ルワム・ロントウン）」とは、方法の如何を問わず、または認可、事業権付与の方法により民間だけに投資を任せる、または形態の如何を問わず権利を供与することによる、民間の投資参加を意味する。

「プロジェクト（クロンカーン）」とは、国の事業における投資を意味する。

「プロジェクト主の機関（ヌワイガーン・チャオコーン・クロンカーン）」とは、国の事業に民間を投資参加させる局もしくは局と同等の地位を有する官公庁、国営企業、国のその他機関、または地方自治体を意味する。

「国営企業（ラッタウィサーハキット）」とは、以下を意味する。

（一）官公庁設置法に基づく官公庁、設置法に基づく国の事業、または政府が所有する事業体を意味する。

（二）財務省、（一）に基づく国営企業、または国のその他機関が合わせて50%超を出資する会社もしくは法人パートナーシップ。

「国のその他機関（ヌワイガーン・ウーン・コーン・ラット）」とは、国の監督下にある機関、独立行政法人、または設置法に基づき設置された機関、もしくは行政府の監督下にある官公庁及び国営企業ではない法人格のその他機関を意味する。

「地方自治体（オンコーン・ポックローン・スワントーンティン）」とは、県行政機構、自治市、タムボン行政機構、バンコク都、パタヤ市、または設置法のある地方自治体を意味する。

「主管省（ガスワン・チャオ・サンガッド）」とは、以下を意味する。

（一）官公庁の場合、省庁局改組法に基づき管轄する官公庁を有する省または庁。

（二）国営企業の場合、

（a）会社以外の国営企業であれば、その国営企業の設置法に基づく主務大臣、またはその国営企業の業務における責任大臣を擁する省もしくは庁。

（b）会社であれば、財務省、または本法令に基づき主管省として任務を遂行するために財務省に代わり会社の株主の権限を行使する権限を財務省が委任した省もしくは庁。

（三）国のその他機関である場合、その機関の設置法に基づく主務大臣、またはその機関の業務における責任大臣を擁する省もしくは庁。

（四）地方自治体の場合、内務省。

「民間（エーカチョン）」とは、国の機関、またはタイ政府のその他機関ではない者または法人。

「戦略計画（ペーン・ユタサート）」とは、官民連携戦略計画を意味する。

「基金（ゴーントゥン）」とは、官民連携振興基金を意味する。

「委員会（カナカマカーン）」とは、官民連携政策委員会を意味する。

「基金理事会（カナカマカーン・ゴーントゥン）」とは、官民連携振興基金理事会を意味する。

「事務局（サムナックガーン）」とは、国営企業政策委員会事務局を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第五条（主務大臣）

財務大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に従った実施のために省令を制定する権限を有する。

省令は官報公示をもって施行することができる。

第一章 総則

第六条（官民連携の原則）

官民連携は以下の原則を考慮しなければならない。

- （一）国の事業実施及び資源使用における効率性と採算性。
- （二）金融財務規律の維持。
- （三）事業実施による社会及び経済への利益。
- （四）関係する決定における透明性。
- （五）国と民間の間のプロジェクトの最適なリスク配分。
- （六）サービス利用者とサービス提供者の権利と利益。
- （七）共同投資を望む民間の間の公正な競争振興。

第七条（地下資源事業の除外）

本法令は国の事業への民間の共同投資に適用する。ただし石油法に基づく事業権付与、及び鉱物法に基づく採掘権付与はその限りではない。

民間の共同投資の審査手続き、及びプロジェクト実施の十分な監督・追跡を定めた法律がある国の事業の場合、その件における国の事業への民間投資に対して本法令の適用から除外するために勅令を制定する。

第二章 官民連携政策委員会

第八条（委員会の構成）

内閣総理大臣を委員長、財務大臣を副委員長、財務省次官、内閣法制委員会事務局長、国家経済社会開発委員会事務局長、予算局長、主計局長、公共債務管理事務局長、検事総長、及び内閣が任命した7人以下の有識者を委員とする「官民連携政策委員会」と呼ぶ委員会を設置する。

国営企業政策委員会事務局長を委員件書記とし、国営企業政策委員会事務局が事務局の公務員から選任する2人以下を書記補とする。

第九条（有識者委員の選出）

第八条に基づく有識者委員の任命において、内閣は選出方法により推薦を受けた名簿から検討する。ここに内閣の承認のもとに大臣が定めた原則と方法に従う。

第一〇条（有識者委員の禁止態様）

第八条に基づく有識者委員はタイ国籍を有し、以下の禁止態様にあってはならない。

- （一）無能力者または準無能力者である。
- （二）破産者である、または悪意の破産者だったことがある。
- （三）確定判決で禁固刑を受けたことがある。ただし過失罪または軽犯罪である場合はその限りではない。
- （四）異常蓄財で裁判所の判決または命令により資産を国庫に没収されたことがある。
- （五）背任により官公庁、国の機関、国営企業、民間機関から解任、罷免、強制退職処分を受けたことがある。
- （六）下院議員、上院議員、地方議員、地方行政者、またはその他政治職者である、もしくはかつてそうだった。ただし離任してから1年以上経っている場合はその限りではない。
- （七）政党内の地位にある者、またはそうだった者である。ただし離任してから1年以上経っている場合はその限りではない。
- （八）政治職就任禁止期間中にある者、または上院議会が罷免決議を下した者である。

第一一条（有識者委員の任期）

第八条に基づく有識者委員は一期4年の任期を有し、退任した有識委員は再任されることができるが、連続2期までとする。

第八条に基づく有識者委員が任期に基づき退任したが、まだ新たな有識者委員が任命されていない場合、新たな有識者委員の任命があるまでその任に留まる。ただし120日以内とする。

第十二条（退任事由）

第八条に基づく有識者委員は任期に基づく退任のほか、以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 満70歳になった。
- (四) 第一〇条に基づく資格を解した、または禁止態様にある。
- (五) 相当の事由なく連続して3回超、委員会の会議を欠席した。
- (六) 内閣が解任した。

第十三条（代わりの委員選出）

第八条に基づく有識者委員が任期満了前に退任し、空席になった有識者委員がまだ任命されていない場合、残りの委員が任務を継続する。

第八条に基づく有識者委員の地位が任期満了前に欠員となった場合、欠員が生じた日から60日以内に有識者委員の選出手続きをとる。ただし空席となった有識者委員の任期が180日に満たない場合、代わりの有識者委員を任命しなくてもよい。

代わりに任命された有識者の任期は前任者の残り任期と同じとする。

第十四条（会議）

委員会の会議は全委員の半数以上の出席をもって成立する。

委員長が会議の議長となる。委員長が会議に欠席または任務を果たせない場合、副委員長が会議の議長を務める。委員長及び副委員長が欠席または任務を果たせない場合は、出席した委員が1人の委員を互選して、会議の議長とする。

決定は多数決をもってする。委員1人は1票を有し、票数が同時場合は会議の議長が決定票を投じる。

審議の件で利害関係を有する委員は、その会議に参加する、または投票することはできない。

第十五条（退任後の禁止行為）

第八条に基づく委員が、退任後2年以内に以下の行為をなすことを禁じる。

(一) 自己が委員の地位にあった時に委員会が原則承認したプロジェクトにおいて共同投資することになった民間事業で取締役、経営権限を有する者、顧問になる。

(二) 払い込み済み資本の0・5%超、(一)に基づく民間に出資する。

第一段に基づく行為は、第一段に基づく民間が25%超出資する法人、または第一段に基づく民間に25%超出資する法人の取締役、経営権限を有する者もしくは顧問であること、または払い込み済み資本の0・5%超出資することも意味する。

第一六条（権限義務）

委員会は以下の権限義務を有する。

- （一） 内閣に承認を求め提出するため戦略計画を策定する。
- （二） 本法令に基づき民間に共同投資させ、プロジェクトを実施させるためプロジェクトの原則を承認する。
- （三） 官民連携の支援で金融もしくは財務面での方策、指針を検討し、内閣に提案する。
- （四） 第三八条に基づく入札による選出方法を使わないことの許可を審査、または決定する。
- （五） 第七条に基づく勅令の制定がある前に大臣に助言、または意見を具申する。
- （六） 国の機関が第五八条に従うように、第二三条に定めたところを下回る額を有するプロジェクトに民間が共同投資する原則と方法を定める。
- （七） 本法令に定められたところに従い布告を出す。
- （八） 本法令に定められたところに従い報告する。
- （九） 本法令に基づく実施に係る問題で判定を下す。
- （一〇） 本法令または他の法律で委員会の権限義務と定められたその他の任務、または内閣が委任したその他の任務を遂行する。

第一七条（小委員会）

委員会は、委員会の委任に従い任務を遂行する、もしくは何らかの行為をするために、委員会の任務遂行に資する専門性もしくは経験を有する小委員会、または何らかの者を任命する権限を有する。

第一段に基づく小委員会または何らかの者の任務遂行は、委員会が定めたところに従う。

第一四条を小委員会に準用する。

第一八条（事務局）

国営企業政策委員会事務局が委員会の事務を担当し、以下の権限義務を有する。

- （一） 戦略計画を策定し、委員会に提出する。
- （二） プロジェクトを研究、分析し、承認のために委員会に見解を提出する。
- （三） 国の事業への民間の共同投資を支援する金融、財政面の方策または指針を作成し、委員会に提出する。
- （四） 第三八条に基づく入札による選出方法を採用しない場合において委員会に見解を提出する。

(五) 第二三条に定められたところより少ない額のプロジェクトにおける国の事業への民間の共同投資での原則、方法を規定する布告を起草し、第五八条に基づき委員会に提出する。

(六) 学術、研究、開発面で国の機関、研究開発機関、及び国の事業における共同投資に係る任務を果たす国内外の民間機関と協力し、本法令に基づく遂行が効率性を有するように国の機関の人材開発を実施する。

(七) 国の事業への民間の共同投資を調査、研究、開発し、データベースを構築し、国の事業への民間の共同投資の進行、理解形成のために国の機関及び一般人に公開、知識付与、助言する。

(八) 本法令に基づく実施に係る実践指針を検討し、策定する。

(九) 本法令に基づく実施における問題と障害を委員会に報告する。

(一〇) 本法令または他の法律が事務局の権限義務を定めたところに基づく、もしくは内閣、大臣、委員会が委任したところに基づくその他の実施。

第三章 官民連携戦略計画

第一九条（戦略計画の内容）

タイ王国憲法の国家基本指針の規定、及び5年間の国家経済社会開発計画と一致した官民連携政策を定めるために戦略計画があるようにする。

第一段に基づく戦略計画は少なくとも以下の詳細がなければならない。

(一) 重要性及び緊急性、事業の実施順を定めるとともに、民間に共同投資させるのにふさわしい事業の書類と形態を含めた諸分野における国の事業の投資政策。このとき国の機関と関係する民間の実施能力を考慮する。

(二) 官民連携の目標、及び実施期間の枠。

(三) 各予算年度の予算使用見積もりを示した官民の投資見積もり。

(四) 民間に投資参加させるべき事業間の連絡。

第二〇条（政策の枠組）

戦略計画の策定におけるデータとするために、主管省の大臣は省の責任下にある国の事業における官民連携政策の枠組を委員会が定めた期間に基づき委員会に提出する。

各省が提出した政策枠組みは、官民連携が必要な、または官民連携に適した省の責任下にある国の事業の全体像、プロジェクトの態様、及び重要度の順位を示す。

戦略計画の策定においては関係する国の機関及び公衆からの意見聴取があるようにする。ここに委員会が布告規定した原則と方法に従う。

第二一条（官報公示）

委員会が第一九条に基づき戦略計画を策定した時、承認を求め内閣に提出し、内閣の承認後に官報で戦略計画の採用を公示する。

公示した戦略計画は国の機関を拘束し、プロジェクトの案出と提案において戦略計画と一致させなければならない。内閣と委員会はプロジェクト承認の審査において戦略計画を基準として保持する。

戦略計画の変更が相当の場合、内閣は委員会に改定させ、または委員会が内閣に改定を承認するよう提案し、内閣が承認した時、改定した戦略計画を官報で公示する。

第二二条（実績報告）

戦略計画の施行公示日から3年が計画した時、委員会は戦略計画に基づく実施結果を内閣に報告する。このとき実施にあたっての問題と障害を示さなければならない。次期戦略計画の策定のためにその問題と障害の解決もしくは防止策の方向性を提案しなければならない。

第四章 プロジェクト提案

第二三条（事業額）

10億パーツ以上の額、または省令によって増やされた額を有するプロジェクトは、本法令に定められた原則とプロセスに従い実施されなければならない。

第一段に基づくプロジェクト額計算の原則と方法は、委員会が布告規定したところに基づく。

第二四条（詳細）

プロジェクト提案において、プロジェクト主の機関は委員会が布告規定した詳細に従い、プロジェクトの調査・分析結果を提出しなければならない。

第一段に基づく布告には少なくとも以下の詳細がなければならない。

(一) プロジェクトの事由、必要性、並びに利益に加え、戦略計画との一致性。

(二) 実施コスト。ここに国家予算を使用するプロジェクトの場合は、プロジェクト期間にわたって必要な国家予算を示す。

(三) 国家予算または国の機関の予算使用と官民連携のコスト及び採算性の比較。

(四) 諸形態における民間の関心と準備を含めた諸形態における官民連携の選択肢。

(五) プロジェクトの影響。

(六) プロジェクトに関するリスクとリスク管理の指針。

(七) プロジェクト主の機関が実施においてその機関の予算を使用する場合、その機関の財務ポジション、予算の来源、他のプロジェクトに使用しなければならない予算全体の負担、及びその機関の財務ポジションに影響しないプロジェクト実施予算を見つける能力を示す。

第二五条（顧問）

プロジェクト主の機関はプロジェクト調査・分析報告作成のために顧問を雇用しなければならない。顧問は委員会が第二四条で定めた詳細、及び顧問が相当と判断したその他重要部分に従い独自に報告を作成し、プロジェクト主の機関は顧問の作成した報告を第二六条に基づく審査に使用するために送付しなければならない。

顧問の資格と禁止態様は委員会が布告規定したところに従う。

事務局は第二段に基づく資格を有し、かつ禁止態様がない顧問の名簿を作成する。ここに大臣が定めた原則と方法に従う。

第二六条（調査報告）

プロジェクト主の機関はプロジェクト調査・分析報告を主管省の大臣に提出し、当該大臣は提出を受けた日から60日以内に承認審査を終えなければならない。プロジェクト主の機関はその後、事務局に提出する。

事務局はプロジェクト調査・分析報告を受け取った日から30日以内に、プロジェクト主の機関に対しプロジェクト詳細の変更・改定、追加の関係書類の送付を求めることができ、当該実施が必要であればプロジェクト調査・分析報告の変更・改定をしなければならない。プロジェクト主の機関は変更・改定した調査・分析報告をもう一度、主管省の大臣に提出する。ここにプロジェクト主の機関は事務局が定めた期間に従い、事務局に送付する。

第二七条（委員会提出）

事務局はプロジェクト調査・分析報告、及び関係書類を全て受け取った後、以下の手続きを踏む。

（一）事務局がプロジェクトに賛成であれば、プロジェクトの原則承認を求め委員会に提出する。

（二）事務局がプロジェクトに反対であれば、主管省の大臣とプロジェクト主の機関に見解を通知し、主管省の大臣が事務局の見解に反対の場合、委員会に判断を求める。

（一）及び（二）に基づく大臣への提出において、国家経済社会開発委員会事務局及びその他関係機関の見解も検討し、そのプロジェクトが国家予算の支出を伴うものである場合は予算局の見解も検討する。

事務局は本条に基づくプロジェクト審査を、プロジェクト調査・分析報告と関係書類を全て受け取った日から60日以内に終える。当該期間が過ぎれば事務局はプロジェクトに賛成であるものとみなす。

第二八条（内閣の認可）

いずれかのプロジェクトが国家予算、もしくはプロジェクト主の機関の予算支出を伴う、またはプロジェクト実施における支出のため財務省の借入もしくは債務保証により債務の生起を伴うものであれば、委員会がプロジェクトの原則承認をした時、そのプロジェクトを内閣に提出し、内閣はプロジェクト認可及び支出する予算額、もしくはそのプロジェクトの債務生起における使用額を審査、許可する。ここにそのプロジェクトの債務生起に対する内閣の認可を予

算法、国家経済社会開発法、または公的債務管理法に基づく認可であるものとみなす。

第二九条（事務局の関与）

戦略計画によって官民連携が相当と定めた国の事業に係る権限義務をいずれかの国の機関が有すると事務局が判断したが、その国の機関が官民連携プロジェクトの提案をして来ない場合、事務局は官民連携プロジェクトの策定で初期的な評価をなし、プロジェクト提案のため、その国の機関と連絡調整し、その国の機関がプロジェクト主の機関としての立場からプロジェクト調査・分析報告を第二四条に基づき作成した後、事務局への提出前に主管省の大臣に提出させる。ここに第二六条、第二七条、及び第二八条を準用する。

事務局がいずれかのプロジェクトには複数の関係機関があり、合意できないと判断した場合、民間に共同投資させる国の事業に責任を有する機関をプロジェクト主の機関と定め、関係機関はそれに従う。

第一段に基づくプロジェクト実施可能性評価において、事務局は第二五条に基づく資格を有し、禁止態様がない顧問を雇用できる。

第三段に基づく顧問の雇用で、事務局が国家予算の配分を受けていない、または実施に十分な予算配分を受けていない場合、事務局は顧問雇用のための費用として基金に資金配分を要請することができる。

第三〇条（比較検討）

プロジェクトが戦略計画に定められた事業の態様、種類及び分野にありながら、国の機関が全て国家予算またはその国の機関の予算を使って実施する意向である場合、その国の機関はコスト、リスク及び採算性を官民連携の場合と比較し、委員会にプロジェクト提案とともに提出し、審査してもらうようにする。

委員会が民間の共同投資が相当と判断した場合、プロジェクトを提案した国の機関は以後、本法令に従う。

委員会が国の機関のプロジェクト提案に賛成の場合、認可のため内閣に提出する。

第一段に基づく実施コスト、リスク、採算性の比較は、委員会が布告規定した原則に従う。

第三十一条（内閣の決定）

官公庁、国営企業、地方行政体、もしくは国のその他機関が国の事業を実施することになっており、内閣が官民連携を決定した場合、当該機関は内閣の決定及び本法令に従う。

第五章 プロジェクト実施

第三十二条（募集告知）

官民連携における募集の告知、共同投資プロポーザル書類、募集告知方法、選定委員会の選定方法、入札保証金及び契約保証金の規定、その他必要な原則は委員会の承認のもとに事務局が布告規定したところに従う。

第一段に基づく募集告知においては以下の項目を定めなければならない。

- (一) 入札書類の販売手数料。
- (二) 共同投資プロポーザルの評価手数料。
- (三) 共同投資契約の調印手数料

第三三条（募集案の作成）

委員会がいずれかのプロジェクトを原則承認した時、または内閣が第二八条に基づく場合に認可した時、プロジェクト主の機関は共同投資する民間を募集する告知案、プロジェクトの範囲案、及びプロジェクトの官民連携部分における共同投資契約案を作成する。

プロジェクト主の機関は共同投資する民間を募集する告知案、プロジェクトの範囲案、及び共同投資契約案を作成するために、委員会が布告規定したところに基づく資格を有し、禁止態様でない顧問を雇用することができる。

第三四条（契約案）

第三三条に基づく共同投資契約案は、委員会の承認のもとに事務局が布告規定した共同投資契約の標準規定からなり、少なくとも以下の詳細がなければならない。

- (一) プロジェクトの期間。
- (二) プロジェクトのサービス提供と実施。
- (三) サービス料金、民間もしくはプロジェクト主の機関の支払方法、または民間がプロジェクト主の機関に提供しなければならない利益。
- (四) プロジェクトのサービス提供形態の変更、契約当事者、元請人、下請人の変更、請求権の譲渡。
- (五) 所有権を含むプロジェクトの資産、及びプロジェクトの資産価値の計算。
- (六) 不可抗力の事態と不可抗力の事態が生じた場合の実施、報酬の支払い。
- (七) 契約解除事由、契約解除通告方法、及び損害賠償支払い。
- (八) 保証、損害保証及び損害補償。
- (九) 紛争中止。

第三五条（選定委員会）

プロジェクト主の機関は、プロジェクト主の機関代表を委員長、予算局代表、国営企業政策委員会事務局代表、検察庁代表、及び4人以下の有識者を委員とし、プロジェクト主の機関の代表1人を委員兼書記とする選定委員会を設置する。

第一段に基づく有識者委員はプロジェクト審査に直接的に資する知識、専門性、経験を有する者でなければならない、第一〇条に基づく資格を有し、禁止態様にあってはならない。

第三六条（選定委員会の権限）

選定委員会は以下の権限義務を有する。

（一）民間共同投資の募集告知案、プロジェクトの範囲案、共同投資契約案を審査、承認する。

（二）入札保証金、契約保証金を定める。

（三）共同投資する民間を選定する。

（四）プロジェクト主の機関または民間を呼んで説明させる、もしくは関係するデータ、書類を提出させる。

（五）相当との判断に基づくプロジェクトに関するその他の実施の検討。

第一四条及び第一五条を選定委員会に準用する。

第三七条（顧問の雇用）

プロジェクト主の機関は、リスクの評価とリスク管理指針の助言のために、並びに選定委員会の義務遂行を支援させるために、委員会が布告規定した資格を有し、かつ禁止態様がない顧問を雇用することができる。

第三八条（選定方法）

共同投資する民間の選定において、プロジェクト主の機関及び選定委員会が、入札による選定方法の採用は相当でないとの判断で一致した場合、事務局に検討してもらおう。事務局が同一見解であれば委員会に認可を検討してもらおう。

共同投資する民間の選定において、プロジェクト主の機関及び選定委員会が、入札による選定方法の採用は相当でないとの判断で一致しない場合、事務局に検討してもらおう。事務局が入札による選定方法の採用は相当ではないとの判断であれば委員会に決定してもらおう。

第三九条（応募者が一者の場合）

いずれかの回の共同投資する民間の募集告知において、応募者が一者のみ、または複数でありながら共同投資プロポーザル書類で正しく提案したのは一者のみである場合であっても、国が利益を得ると選定委員会が判断すれば、本法令に定めたプロセスを進める。

第四〇条（選定後の手続き）

民間選定結果、交渉結果を得、選定された民間と共同投資契約案を作成した後、15日以内に選定委員会は以下の手続きをとる。

（一）民間選定結果、国の利益に係る交渉点、選定された民間との交渉を経た共同投資契約案、及び関係書類を事務局に提出する。事務局は選定委員会から民間選定結果を受け取った日から45日以内に、民間選定結果及び国の財政負担に係る見解を関係書類とともに主管省の大臣に提出する。かつ

（二）選定された民間との交渉を経た共同投資契約案を檢察庁に送り、検査してもらおう。檢察庁は共同投資契約案を受け取った日から45日以内に、検査した契約案を主管省の大臣に提出する。

第四一条（契約案の大臣審査）

主管省の大臣が第四〇条に基づき共同投資契約案とともに見解と書類を受け取った後、30日以内に全ての件についての見解をまとめ、内閣に提出する。

第四二条（契約調印）

内閣が民間選定結果、国の財政負担、検察庁の検査を経た共同投資契約案、並びに主管省の大臣の見解を審査した後、賛成できない場合は主管省の大臣に送り返し、選定委員会に再検討させる。このとき第四〇条及び第四一条を準用し、検討結果は内閣に送られ、決定される。

内閣が民間選定結果及び共同投資契約案を承認した後、プロジェクト主の機関は選定された民間と共同投資契約に調印する。

第六章 監督・追跡

第四三条（監督委員会）

共同投資契約に調印した後、主管省の大臣は、プロジェクト主の機関ではない高位の管理職にある主管省の公務員である主管省代表を委員長、国営企業政策委員会事務局代表、検察庁代表、及び主管省の大臣が任命した4人以下の有識者を委員とし、プロジェクト主の機関の公務員、従業員または管理職1人を委員兼書記とする監督委員会を設置する。

第一段に基づく有識者委員はプロジェクトの監督と追跡に資する知識、専門性、経験を有する者でなければならない。

第一〇条、第一一条、第一二条、及び第一三条を第一段に基づく有識者委員に準用する。

第四四条（権限）

監督委員会は以下の権限義務を有する。

（一）プロジェクトが共同投資契約、共同投資契約に基づく実施計画、及びプロジェクト実施によって生じる問題の解決計画に従って進行するよう追跡、監督する。

（二）プロジェクト実施によって生じる問題の解決指針を検討し、プロジェクト主の機関に助言する。このときプロジェクト主の機関が問題解決、及び問題解決計画策定のため顧問を雇用するよう定めることもできる。

（三）契約当事者であるプロジェクト主の機関、または民間を呼んで説明させる、もしくは関係するデータ、書類を提出させる。

（四）実施結果、進展、問題、問題解決指針を主管省の大臣に報告し、報告のコピーと関連書類を事務局に送付する。

（五）第七章に基づき共同投資契約を改定する。

（二）に基づく顧問の資格と禁止態様は委員会が布告規定したところに従う。

（四）に基づき報告しなければならない期間は監督委員会が定めたところに従うが、少なくとも1回につき6か月とする。

第一四条及び第一五条を監督委員会に準用する。

第四五条（問題解決計画）

プロジェクト実施により生じる問題の解決に資するため、事務局はプロジェクト主の機関に問題解決計画を策定するよう求めことができ、民間が共同投資契約に基づく実施計画を策定するよう定めることができる。

共同投資契約に定められたところに基づく実施で、共同投資契約に従うことができない事由が明らかであれば、プロジェクト主の機関と民間は問題解決指針を検討してもらうため監督委員会に問題解決指針を提出する。

第四六条（大臣命令）

プロジェクト主の機関が共同投資契約の要件、拘束事項を怠った、または従わなかったことが明らかな場合、監督委員会は共同投資契約に基づく行動を命じてもらうために主管省の大臣に見解とともに報告する。

主管省の大臣が第一段に基づき行動しない場合、監督委員会は事務局長に報告し、委員会に審査してもらう。重大な事由がある場合には委員会は見解と共に内閣にその件を提出する。

第七章 契約改定・新契約締結

第四七条（改定手続き）

共同投資契約の改定が必要な場合、プロジェクト主の機関は改定の事由と必要性を監督委員会に提出し、検討してもらう。

監督委員会が検討の上で、共同投資契約の改定は重要な部分ではないところでの改定だと判断した場合、監督委員会は主管省の大臣に通知する。

監督委員会が検討の上で、共同投資契約の改定は重要部分での改定であると判断した場合、プロジェクト主の機関は改定点、共同投資契約の改定による影響、及びその他関係する詳細を監督委員会に提出する。監督委員会が改定に賛成であれば、プロジェクト主の機関は検察庁に共同投資契約案を送り、検査してもらう。その後に監督委員会の見解とともに検察庁が検査した新たな共同投資契約案を主管省の大臣に提出し、主管省の大臣は承認を求め内閣に提出する。

委員会は重要部分における共同投資契約の改定の態様を布告規定する。

プロジェクト主の機関は共同投資契約の改定で助言を受けるために、委員会が布告規定した資格を有し、かつ禁止態様のない顧問を雇用することができる。

第四八条（新契約）

プロジェクト主の機関は、共同投資契約が満了する少なくとも5年前に、共同投資契約が満了した後の国の事業遂行指針を作成する。このとき国の機関が単独で事業施行する場合と官民連携する場合を比較し、主管省に提出する。ここに国益と国の事業遂行の連続性を考慮する。主管省の大臣が検討後、委員会に提出し、委員会は内閣に見解を提出する。

内閣が共同投資契約の満了後も官民連携を決定し、プロジェクトが第二三条に定めた金額を有することが明らかであれば、プロジェクト主の機関は新プロジェクトと同様に手続きをとり、第四章・プロジェクト提案に基づくプロセスから開始する。ここに第二四条（四）（五）及び（六）の詳細に基づくプロジェクト調査・分析結果を提出する。

第八章 官民連携振興基金

第四九条（設置目的）

戦略計画の策定支援、及び戦略計画と一致したプロジェクト提案における国の機関への支援、プロジェクト調査・分析結果作成、並びに顧問の雇用のために、財務省内に「官民連携振興基金」と呼ぶ基金を設置する。

第五〇条（基金の資金源）

基金は以下の現金及び財産からなる。

- （一）政府の助成金、または年度歳出予算から配分された助成金。
- （二）入札書類販売手数料、共同投資プロポーザル評価手数料、及び共同投資契約調印手数料。
- （三）基金の運営から得た現金または財産。
- （四）基金に寄付または委託された現金または財産。
- （五）基金の現金または財産の利得。

第一段に基づく現金と財産は予算法及び国庫法に基づき国庫に納入する必要はなく基金に納入する。

第五一条（支出先）

基金の資金は以下の場合に必要な分だけ拠出する。

- （一）戦略計画の調査、策定、改定。
- （二）第二五条、第二九条、第三三条、及び第三七条に基づく顧問の雇用。
- （三）基金運営の費用、及び基金の業務に係るその他費用。

第五二条（預金先）

基金の資金は財務省または基金理事会が定めた国営銀行に預金する。

第五三条（理事会）

財務省次官を理事長、国家経済社会開発委員会事務局長、予算局長、主計局長を理事とする官民連携振興基金理事会を設置する。

国営企業政策委員会事務局長を理事兼書記とし、国営企業政策委員会事務局長が任命した事務局長の公務員1人を書記補とする。

第五四条（理事会の権限）

基金理事会は以下の権限義務を有する。

- （一）基金の運営が基金の目的に従ったものにするよう監督する。
- （二）基金からの利金配分申請の原則、要件、及び方法を定める。

(三) 本法令に定められたところに基づく基金の資金使用を認可する。

(四) 基金運営、基金の支出の原則及び方法、基金運営費用、並びに基金の運営に係るその他の費用に係る規則または命令を制定する。

第一四条を基金理事会に準用する。

第五五条（会計）

基金の会計年度は予算年度に基づき、基金の会計は財務省が定めた国の機関の会計基準に従って作成する。

第五六条（報告）

基金理事会は基金の実績及び財務ポジションを委員会に少なくとも年1回報告する。

第五七条（会計監査）

基金理事会は基金の業績及び財務ポジションを示すための財務諸表を作成し、会年度末日から90日以内に国家会計検査院に提出する。

基金理事会は国家会計検査院が監査した財務諸表を会計監査報告と共に委員会に送付する。

第九章 雑則

第五八条（十億バーツ未満の事業）

委員会は国の機関が従うために、第二三条に定めたところより低い金額を有するプロジェクトへの民間の共同投資の原則、方法を布告規定する。ここに、民間が共同投資するプロジェクトが第二三条に定めた金額を下回るものの、重要性があり、戦略計画と一致し、本法令に基づく実施が相当と事務局が判断した場合、事務局は当該プロジェクト主の機関が本法令に定められた手順に従い実施するために委員会に見解を提出する。ここに第二九条を準用する。

第五九条（契約の写し送付）

共同投資契約の基礎データシステム作成に資するため、プロジェクト主の機関は共同投資契約の調印日、または共同投資契約の改定日から30日以内に、共同投資契約の写しとプロジェクトに係る書類を事務局に送付する。

第六〇条（事後の是正）

いずれかのプロジェクトが第四章プロジェクト提案、第五章プロジェクト実施に定められたところに正しく従っていないことが明らかであれば、事務局はそのプロジェクト主の機関に事実関係及び実施指針を説明させ、委員会に命令を検討してもらうため提出する。ここに公共サービスの持続性、及び国民への影響を考慮する。

委員会が共同投資契約の廃止または改定を相当と判断すれば、内閣に承認を求め提出する。

契約改定なしに、または第二段に基づき改定することにより、委員会が共同投資契約に基づく手続きをとる場合、第六章監督・追跡の規定を適用する。

第六一条（専門家リスト）

第三五条及び第四三条に基づく有識者委員は、委員会が布告規定した原則に従って事務局が作成した諸分野での専門家リストに掲載された者でなければならない。

第六二条（顧問雇用費）

第二五条、第三三条、もしくは第三七条に基づく顧問の雇用において、プロジェクト主の機関が国家予算の配分を受けていない、または予算があるが不十分であれば、プロジェクト主の機関は顧問の雇用費として基金からの資金配分を申請することができる。

第一段に基づく申請は基金理事会が定めた原則と方法に従う。

第六三条（手数料の基金納入）

プロジェクト主の機関が第二五条、第三三条、または第三七条に基づく顧問の雇用で基金から資金配分を受けた場合、プロジェクト主の機関は第三二条第二段に基づく入札書類販売手数料、共同投資プロポーザル評価手数料、及び共同投資契約調印手数料を当該手数料を受け取った日から14日以内に基金に納入する。

第六四条（不適格者）

委員会は国の事業に共同投資すべきではない民間企業の態様を布告規定する。当該態様にある民間企業もしくは者は官民連携契約の当事者として選定される、または本法令に基づく顧問として任命される権利がない。

第一段に基づく民間企業及び者には、当該民間及び者の取締役または権限者も含む。

第六五条（報酬）

官民連携政策委員、選定委員、監督委員、官民連携振興基金理事、第一七条に基づき任命された小委員会委員及び専門家は、内閣の承認のもとに大臣が定めた報酬を受け取る。

第一〇章 罰則規定

第六六条（第一五条違反者）

委員会、選定委員会、監督委員会の委員で、第一五条、または第一五条が準用された第三六条第二段、もしくは第一五条が準用された第四四条第四段に違反した者は、3年以内の禁錮、もしくは60万バーツの罰金、またはその併科に処する。

経過規定

第六七条（省令、布告の制定）

本法令の施行日から60日以内に、大臣は第九条に基づく有識者委員選定の原則と方法の布告案を起草、承認のため内閣に提出し、当該布告の告示日から60日以内に有識者委員の選定、任命を実施する。

本法令の施行日から180日以内に、本法令に基づく実施に必要な省令及び布告を制定する。

第六八条（旧法の準用）

本法令の施行日から180日以内の期間にプロジェクト提案があった場合、仏暦二五三五年民活法令に基づく原則を準用し、本法令に基づく実施に必要な省令及び布告を制定後は本法令に基づく手順を踏む。

第六九条（進行中の事業）

本法令の施行日に仏暦二五三五年民活法令に基づき進行中のプロジェクトは、本法令の規定下にあるプロジェクトであるとみなし、以下のように手順を踏む。

（一）仏暦二五三五年民活法令の第二章プロジェクト提案、または第三章プロジェクト実施に基づく段階にあるプロジェクトであれば、プロジェクト主の機関は当該章の規定に従い手続きを終えた後に、本法令に基づく手続きに移行する。

（二）仏暦二五三五年民活法令の第四章監督・追跡に基づく段階にあるプロジェクトであれば、主管省の大臣が本法令の施行日から1年以内に監督委員会を設置し、本法令に基づく監督委員会がまだ設置されていない間は、仏暦二五三五年民活法令の第二二条に基づく調整委員会が本法令に基づく監督委員会が設置されるまで当該プロジェクトの監督委員会としての任務を果たす。

第七〇条（契約満了後の指針）

本法令の施行日から120日以内に、仏暦二五三五年民活法令に基づき手続き中のプロジェクト主の機関は、共同投資契約が満了後の国の事業の実施指針を策定する。このとき国の機関が単独で実施する場合と官民連携の場合、元の民間との官民連携の場合を比較し、主管省に提出し、主管省は検討したうえで内閣に提出する。ただし当該プロジェクトがまだ契約期間を5年超残す場合は第四八条を準用する。

第七一条（契約の提出）

仏暦二五三五年民活法令に基づき官民連携契約を交わした、または国の事業を実施しているプロジェクト主の機関は、本法令の施行日から120日以内に事務局に対して、契約の写し、及び仏暦二五三五年民活法令の第二二条に基づく調整委員会の会議報告を送付する。

第七二条（係争中の事業）

いずれかのプロジェクトについて、仏暦二五三五年民活法令に従わなければならないが、契約に基づく紛争中止の手続きがとられていない、または訴訟により、まだ進行していない、もしくは正しく手続きがとられていないことが明らかである場合、主管省の大臣は主管省の次官を委員長、内閣法制委員会事務局代表、国家経済社会開発委員会事務局代表、予算局代表、国営企業政策委員会事務局代表、検察庁代表を委員、プロジェクト主の機関の公務員、従業員もしくは管理職者を委員兼書記とする委員会を設置し、契約の廃止、改定、契約の継続を含む指針を定める。

第一段に基づく委員会は主管省の大臣に検討結果及び見解を提出し、当該大臣は内閣に命令を求め提出する。ここに第六〇条第一段の規定を検討する。

第一四条を第一段に基づく委員会に準用する。

第一段に基づく委員会の委員は内閣の承認のもとに大臣が定めた報酬を受け取る。

(おわり)